



事業継続計画（BCP） 策定について

園崎 秀治

災害派遣福祉チーム研修になぜ事業継続計画（BCP）なのか

- 災害派遣福祉チームの登録メンバーは福祉専門職の担い手です
- 皆さん、普段は福祉事業所等で業務に従事されています
- 被災地支援に入ることは、通常業務を空けることとなります
- その人員が割かれた状態で、法人は事業を継続する必要があります
- つまり、法人が被災地支援に職員を派遣するためには、派遣を行っても事業が継続できることが前提となります
- 自法人の被災・被災地支援、ともに事業継続計画に想定します

BCP（事業 継続計画） とは

- 定義：「大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。」（「事業継続ガイドライン第3版」/内閣府防災担当）
- 事業・業務の中断・阻害に対応して、事業を復旧・再開・回復するように文書化された手順
- 「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成された計画書

BCPのこれまで

日本では企業の事業継続計画（災害等のインシデントにより企業が経済活動ができなくなり倒産することを避けるため）が早くから検討されてきた

2005.8「事業継続ガイドライン第一版 わが国企業の減災と災害対応の向上のために」〔内閣府（防災担当）〕

その後、2007.3解説書、2009.11第二版、2013.8第三版を発出

福祉分野のBCPのこれまで

H21.3 「福祉施設経営における事業継続計画ガイドライン【地震対策編】」 （全国社会福祉施設経営者協議会）

H25.3 「次なる災害に備える」 （社会福祉施設全国青年経営者会）

H26.3 「福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定ガイドライン 災害に強い地域づくり ～ふだんのくらしを再興するためのBCP策定～」 （浜銀総合研究所）

H27.3 「今が災害に備えるとき！ 事業継続マネジメント実践の手引き」 （全国社会福祉法人経営青年会）

R2.3 「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業報告書」 （MS&ADインターリスク総研）

R2.12 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

R2.12 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

見直しのきっかけとなった災害と制度

- 2016（平成28）年台風10号 岩手県岩泉町
高齢者グループホーム「楽ん楽ん」 入居者9名が死亡
- 2017（平成29）年、水防法・土砂災害防止法の改正
浸水想定区域・土砂災害警戒区域内福祉施設は、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施が義務化
- 2020（令和2）年7月豪雨 熊本県球磨村
特別養護老人ホーム「千寿園」 入所者14名が死亡
- 2021（令和3）年、自治体の個別避難計画策定の努力義務化、福祉施設等のBCP義務化

BCP策定への背景

令和2年12月14日厚労省通知より

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、今般、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を取りまとめた。

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「**感染症や災害への対応力強化**」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する取組

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

○看取りへの対応の充実

・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実

○医療と介護の連携の推進

・老健施設の医療ニーズへの対応強化
・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化

○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

・事務の効率化による通減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実

○地域の特性に応じたサービスの確保

・過疎地域等への対応（地方分権提案）

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
・人員配置基準における両立支援への配慮 ・ハラスメント対策の強化

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
・会議や多職種連携におけるICTの活用
・特養の併設の場合の兼務等の緩和 ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

・署名・押印の見直し ・電磁的記録による保存等 ・運営規程の掲示の柔軟化

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実
・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
・ADL維持等加算の拡充

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算（IV）（V）の廃止
・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

○報酬体系の簡素化

・月額報酬化（療養通所介護） ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額（食費）の見直し

感染症・災害への対応力強化がトップに書かれている

1. 感染症や災害への対応力強化

■ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

(1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

○ 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。

- ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・ その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

（※3年の経過措置期間を設ける）

○ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

（※3年の経過措置期間を設ける）

○ 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

○ 通所介護等の事業所規模別の報酬に関する対応

通所介護等の報酬について、感染症や災害等の影響により利用者が減少等した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、足下の利用者数に応じて柔軟に事業所規模別の各区分の報酬単価による算定を可能とするとともに、臨時的な利用者の減少に対応するための評価を設定する。

3年の経過措置期間を設けた「義務化」がスタート：BCP策定、研修実施、訓練実施

BCP策定をスタートさせる前に

検討体制をどうしますか？

- ✓事業ごとのリスクの洗い出し、優先順位の選定、対応方法（事業継続のための代替手段）を検討するためには、その事業に精通する人が必要
- ✓事業ごとに参加できるプロジェクトチームの設置が必須

まず最初にお
さえたい重要
なポイント
(厚労省ガイドラ
インの総論部分)

- 基本方針
- リスク把握
- 優先業務の選定

それらが土台にあって、その先の業
務の具体、事業を継続するための代
替手段等は、“一例”にしかすぎない
ということ

災害時に起こること

被災度合いによって職員が出勤できない、職員自身が被災する、建物自体が被害を受け入所者が退去を余儀なくされる…

職員の欠員により、災害対応マニュアルに書いてあるとおりに対応ができない

福祉避難所以前に、一般の地域住民が堅牢な施設の建物をめがけて避難してきて、それを受け止めることで精一杯…

近隣の施設が大きな被災したことで、その入所者を臨時的に受け入れ、福祉避難所としての機能は果たせなくなる…

上記、災害発生にともなう予期せぬ事態に、協定、災害対応マニュアルのとおりには目の前の現実がいかなかった…

心得ること

- 利用者の日常生活を守るといっても、被災前のケアを完全に再現するのは不可能（その点理解を得るしかない）
- 職員や家族を守る視点が大事（できる人・いる人で乗り切る）
- 問われる「受援力」（外部支援者の活用）

策定に向けた進め方（検討事項）

1. BCP策定について法人の方針決定
2. BCP策定グループ（プロジェクトチーム）の編成
3. チーム員全員でのキックオフ
4. 地域での防災計画等の確認
5. 既存のマニュアル類との整合性・活用
6. 利用者・職員の個別事情の把握
7. 個別事業ごとの具体的検討
8. 法人独自の配慮事項
9. 法人全体での集約
10. 策定内容の職員への共有
11. BCPの定着、ブラッシュアップ

BCPにおける考え方の違い（自然災害と感染症）

項目	自然災害	新型コロナウイルス感染症
事業継続方針	<ul style="list-style-type: none">● できる限り事業の継続・早期復旧を図る● サービス形態を変更して事業を継続	<ul style="list-style-type: none">● 感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し事業継続のレベルを決める <p>→正確な情報を基に的確に判断する</p>
被害の対象	<ul style="list-style-type: none">● 主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	<ul style="list-style-type: none">● 主として、人への健康被害が大きい <p>→業務継続は、主にヒトのやりくりの問題</p>
地理的な影響範囲	<ul style="list-style-type: none">● 被害が地域的・局所的	<ul style="list-style-type: none">● 被害が国内全域、全世界的となる
被害の期間	<ul style="list-style-type: none">● 過去事例等からある程度の影響想定が可能	<ul style="list-style-type: none">● 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	<ul style="list-style-type: none">● 地震の場合は兆候がなく突発する● 被害量は事後の制御不可能	<ul style="list-style-type: none">● 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能● 被害量は感染防止策により左右される <p>→感染防止策が重要</p>
事業への影響	<ul style="list-style-type: none">● 事業を復旧すれば業績回復が期待できる	<ul style="list-style-type: none">● 集客施設等では長期間利用者が減少し、業績悪化が懸念される

厚生労働省
「介護施設・事業所における
業務継続計画（BCP）作成
支援に関する研修」資料より

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和3年4月15日付厚労省関係各局長連名通知）

「災害時情報共有システム」を活用した災害時の被災情報共有

- 平時における災害時情報共有システムへの施設情報登録
- 災害時に使いこなせるように平時から技術の習熟
- 災害時の人的・物的支援の調整に活用

その他

- 最低三日間の備蓄（食料・飲料水・生活必需品・燃料等）の推奨